

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>（委任規定） 第二条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第九条及び地方自治法第五十三条第二項の規定により、別表に掲げる事項（秋田中央保健所長にあつては、同表第一号から第二号までに掲げる事項（秋田市の区域に係るものに限る。） を除く。以下「委任事項」という。）については、所長に委任する。ただし、所長は、委任事項であつても、その処理が異例又は重要と認められる場合には、あらかじめ知事の指揮を受けなければならない。</p> <p>別表（第二条関係） 一 一の四 略 二 医療法施行細則（平成十八年秋田県規則第五十四号）に関する事項 （一）第四条の規定により、診療所の開設等の届出を受理した旨を通知すること。 三 十五の二 略 十六 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に関する事項 （一）（六） 略</p>	<p>（委任規定） 第二条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第九条及び地方自治法第五十三条第二項の規定により、別表に掲げる事項（秋田中央保健所長にあつては、同表第一号から第二号までに掲げる事項（秋田市の区域に係るものに限る。）及び第二十九号から第三十三号の二までに掲げる事項を除く。以下「委任事項」という。）については、所長に委任する。ただし、所長は、委任事項であつても、その処理が異例又は重要と認められる場合には、あらかじめ知事の指揮を受けなければならない。</p> <p>別表（第二条関係） 一 一の四 略 二 医療法施行細則（平成十八年秋田県規則第五十四号）に関する事項 （一）第五条の規定により、診療所の開設等の届出を受理した旨を通知すること。 三 十五の二 略 十六 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に関する事項 （一）（六） 略</p>
--	---

(七) 第五十八条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による食品等の回収の着手等の届出を受理すること。

(八) (十) 略
十七 略

十七の二 食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令(令和元年内閣府・厚生労働省令第十一号)に関する事項

(一) 第三条の規定による食品等の回収の届出事項の変更の届出を受理すること。

(二) 第四条の規定による食品等の回収の終了の届出を受理すること。

十七の三・十七の四 略

十八 略

十九 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に関する事項

(一) 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号。以下この号及び次号において「政令」という。)第七条第一項の規定により知事が行うこととされている第八條第一項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は当該職員に立入検査させ、関係者に質問させ、若しくは食品等を収去させること。

(二) 政令第七条第一項の規定により知事が行うこととされている第十条の二第一項の規定による食品の回収の着手等の届出を受理すること。

(三) 政令第七条第一項の規定により知事が行うこととされている第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受付を行うこと。

(四) 政令第七条第一項の規定により知事が行うこととされている第十二条第三項の規定による調査を行うこと。

十九の二 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費

(七) (九) 略
十七 略

十七の二・十七の三 略

十八 略

十九 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に関する事項

(一) 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号。以下この号及び次号において「政令」という。)第七条第一項の規定により知事が行うこととされている第八條第一項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は当該職員に立入検査させ、関係者に質問させ、若しくは食品等を収去させること。

期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別
その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項
等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）に關す
る事項

(一) 政令第七条第一項の規定により知事が行うこととされてい
る第五条第二項の規定による食品の回収の届出事項の変更の
届出を受理すること。

(二) 政令第七条第一項の規定により知事が行うこととされてい
る第五条第三項の規定による食品の回収の終了の届出を受理
すること。

二十〇二十八の八 略

二十九から三十三まで 削除

二十〇二十八の八 略

二十九 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に關
する事項

(一) 第十四条第一項の規定により、予防員に対して、犬等の死
体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すこ
とを許可すること。

(二) 第十八条第一項の規定により、予防員に係留されていない
犬を抑留させること。

(三) 第十八条の二第一項の規定により、予防員に、係留されて
いない犬を薬殺させ、及びその旨を住民に周知させること。

三十 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）
に關する事項

(一) 第七条第四項の規定により、予防員に、毒餌の置かれた場
所を巡視させ、及び毒餌の回収をさせること。

三十一 動物の愛護及び管理に關する法律（昭和四十八年法律第
百五号）に關する事項

(一) 第二十五条第一項の規定により、周辺の生活環境を損なう
事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をする
こと。

(二) 第二十五条第二項の規定により、周辺の生活環境を損なう

事態を生じさせている者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(三) 第二十五条第三項の規定により、勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、当該措置をとるべきことを命ずること。

(四) 第二十五条第四項の規定により、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(五) 第二十五条第五項の規定により、動物の飼養又は保管をしている者に対し、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(六) 第二十五条第七項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(七) 第三十五条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、犬又は猫を引き取ること。

(八) 第三十五条第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、犬又は猫の引取りを拒否すること。

(九) 第三十五条第五項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(十) 第三十七条第二項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。

三十二 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）に関する事項
第十二条の規定による苦情の申出等を受けること。

三十三 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例（平成八年秋田県条例第八十五号）に関する事項

(一) 第十条第一項の規定により、職員に、係留されていない犬を捕獲し、抑留させること。

(二) 第十一条第一項の規定により、抑留した犬を引き取るべき旨を通知し、及び飼い犬を抑留した旨を公示すること。

三十四～三十五 略
三十六 興行場法施行条例（昭和五十九年秋田県条例第三十二号）に関する事項
（一）第三条第五号（四）（1）ただし書の規定による認定をすること。

- （三） 第十一条第二項の規定により、抑留した犬を処分すること。
- （四） 第十二条第一項の規定により、薬物により係留されていない犬を処分すること。
- （五） 第十二条第二項の規定により、当該区域及び期間を公示するとともに、必要な措置を講ずること。
- （六） 第十四条の規定による飼い犬による加害事故の発生の日時等の届出を受理すること。
- （七） 第十五条の規定により、人の生命等に害を加え、又は加えるおそれがある犬の飼い主等に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- （八） 第十六条第一項の規定により、動物の飼い主に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に、立入調査をさせ、若しくは関係者に質問させること。
- 三十三の二 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成九年秋田県規則第三十三号）に関する事項
- （一） 第六条の規定による飼い犬の返還の申請を受理すること。
- （二） 第七条第一項の規定により薬物による犬の処分を開始する時刻及び当該処分を終了する時刻を定めること。
- （三） 第七条第三項の規定により、職員に、毒餌の置かれた場所を巡視させるとともに、毒餌を回収させること。
- （四） 第八条第二項の規定により直ちに薬物による犬の処分を行う必要があると認めること。
- （五） 第八条第三項の規定により広報を行うこと。
- （六） 第十一条の規定による犬又は猫の引取りの申請を受理すること。
- 三十四～三十五 略
三十六 興行場法施行条例（昭和五十九年秋田県条例第三十二号）に関する事項

(二)・(三) 略

三十七・三十七の二 略

三十七の三 公衆浴場法施行条例（昭和二十六年秋田県条例第七十六号）に関する事項

(一) 第二条ただし書の規定による認定をすること。

(二) 第四条第四項の規定による認定をすること。
三十八〜六十一 略

六十二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）に関する事項

(一) 第十五条第二項の規定により、輸出証明書（と畜場又は食鳥処理場並びにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉以外の食肉に係る衛生証明書に限る。（五）において同じ。）を発行すること。

(二) 第十七条第四項の規定により、適合施設（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設以外の食肉処理業の施設に限る。（三）において同じ。）が認定要件に適合していることを確認すること。

(三) 第十七条第五項の規定により、適合施設の改善を求めると。

(四) 第五十三条第二項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に、立入調査をさせ、若しくは質問させること。

(五) 第五十三条第五項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと。

(一)・(二) 略

三十七・三十七の二 略

三十七の三 公衆浴場法施行条例（昭和二十六年秋田県条例第七十六号）に関する事項

(一) 第七条第七号の規定による認定をすること。

三十八〜六十一 略

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に知事がした処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に知事に対して行っている届出その他の行為で、この規則の施行の日以後において保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、保健所長のした処分その他の行為又は保健所長に対して行つた届出その他の行為とみなす。